

改正	昭和四七年 七月二〇日条例第二七号	昭和五四年一一月 一日条例第三〇号
	昭和五七年一〇月一九日条例第三六号	昭和五九年一二月一四日条例第三五号
	昭和六一年 三月二八日条例第六号	平成 二年一二月一七日条例第四六号
	平成 四年 三月二六日条例第一四号	平成 七年一〇月一三日条例第五六号
	平成一一年 三月一二日条例第二三号	平成一二年 三月二四日条例第一八号
	平成一五年 七月一一日条例第五二号	平成二〇年 三月二八日条例第一三号
	令和 元年一二月二七日条例第二六号	

千葉県心身障害者扶養年金条例

千葉県心身障害者扶養年金条例（昭和四十三年千葉県条例第四十二号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、心身障害者を扶養する者の相互扶助の精神に基づき、千葉県心身障害者扶養年金制度（以下「年金制度」という。）を設け、もって心身障害者の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 心身障害者 次のいずれかに該当する者であつて、将来独立して生計を営むことが困難なものをいう。
 - イ 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から三級までに該当する障害がある者
 - ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条第一項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条に規定する知的障害者更生相談所により知的障害者と判定された者
 - ハ 身体又は精神に永続的な障害を有する者で、その障害の程度がイ又はロに掲げる者と同程度と認められるもの
- 二 加入者 第五条の規定により年金制度に加入することを承認された者をいう。
- 三 重度障害 次のいずれかに該当する状態をいう。ただし、別表第一に掲げる障害の状態（加入者が年金制度に加入する前に既に有していた障害又は年金制度に加入する前の原因により生じた障害によるものに限る。）にある加入者が既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じたことにより次に掲げる状態となつたときを除く。
 - イ 両上肢を手関節以上で失つたもの
 - ロ 両下肢を足関節以上で失つたもの
 - ハ 一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失つたもの
 - ニ 両眼が完全かつ永久に失明したもの
 - ホ 咀（そ）嚼（しゃく）又は言語の機能を完全かつ永久に失つたもの
 - へ 両上肢の機能を完全かつ永久に失つたもの
 - ト 両下肢の機能を完全かつ永久に失つたもの
 - チ 十手指を失い、又はその機能を完全かつ永久に失つたもの
 - リ 両耳の聴力を完全かつ永久に失つたもの

一部改正〔昭和五四年条例三〇号・五七年三六号・平成一一年二三号・令和元年二六号〕

（機構との契約）

第三条 県は、年金制度の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号。以下「法」という。）第十二条第三項の規定による保険約款に基づく保険契約を締結するものとする。

一部改正〔昭和五九年条例三五号・平成二年四六号・一五年五二号〕

（加入資格）

第四条 年金制度に加入することができる者は、心身障害者を現に扶養する者であつて、加入の時に
おいて次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 県の区域（千葉市の区域を除く。以下同じ。）内に住所を有すること。
 - 二 六十五歳未満であること。
 - 三 前条に規定する保険契約の被保険者となり得る者であること。
 - 四 他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（法第十二条第一項第十号の規定により
機構がその共済責任を保険するものに限る。以下同じ。）に加入している者でないこと。
- 2 前項に規定する者のほか、年金制度の発足後に転入（新たに県の区域内に住所を有することをい
う。）をした者であつて、年金制度への加入の日前一箇月以内に他の地方公共団体の実施する心身
障害者扶養共済制度から申出により脱退したものは、年金制度に加入することができる。

一部改正〔昭和五四年条例三〇号・五九年三五号・六一年六号・平成四年一四号・一五年
五二号〕

（加入）

第五条 年金制度に加入しようとする者は、規則で定めるところにより加入を申し込み、知事の承認
を受けなければならない。

- 2 知事は、次の各号の一に該当する場合を除いては、加入の承認をしなければならない。
- 一 加入の申込みをした者が前条に定める加入資格を有しない者であるとき。
 - 二 同一の心身障害者について、既に加入者であるとき、又は同時に二人以上の者から加入の申込
みがあつたとき。

一部改正〔昭和五四年条例三〇号〕

（口数による加入）

第六条 年金制度への加入は、口数単位によるものとし、同一の心身障害者について加入の申込者又
は加入者が加入できる口数は、一口又は二口のいずれかとする。

全部改正〔平成七年条例五六号〕

（口数の追加）

第七条 加入の申込者又は加入者は、第四条第一項第二号に規定する加入資格を有するときは、規則
で定めるところにより、口数の追加（以下「口数追加」という。）を知事に申し込むことができる。

- 2 知事は、前項の規定による申込みがあつた場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、
口数追加の承認をしなければならない。
- 一 口数追加の申込みをした者が、第四条第一項第三号に規定する要件に該当しないとき。
 - 二 同一の心身障害者について、既に口数が追加されているとき。

追加〔昭和五四年条例三〇号〕、一部改正〔昭和六一年条例六号・平成七年五六号〕

（掛金の納付）

第八条 加入者（第二十条第一項第二号の規定により、重度障害となつたが加入者としての地位を失
われない者を除く。）は、加入の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、加入
者となつた時の年齢に応じ別表第二に規定する掛金を県に納付しなければならない。ただし、六十
五歳に達した日以後最初に到来するこの制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達してい
る加入者であつて年金制度に二十年以上継続して加入しているものは、この限りでない。

- 2 第七条第二項の規定により口数追加の承認を受けた者（以下「口数追加加入者」という。）は、
口数追加の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、口数追加加入者となつた
時の年齢に応じ別表第二に規定する掛金を前項の掛金に合わせて県に納付しなければならない。た
だし、六十五歳に達した日以後最初に到来する口数追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達し
ている加入者であつて、口数追加を二十年以上継続しているものは、この限りでない。

- 3 第一項ただし書及び前項ただし書の規定の適用に当たっては、第四条第二項の規定により加入者
となつた者については、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入期間又は口数
が追加された期間は、それぞれ年金制度の加入期間又は口数追加の期間とみなす。

全部・一部改正〔昭和五四年条例三〇号〕、一部改正〔昭和五七年三六号・六一年六号・
平成七年五六号〕

（掛金の減額）

第九条 知事は、加入者のうち生活の困窮又は非常災害により掛金の全額を納付することが困難であ

ると認められるものがあるときは、規則で定めるところにより掛金を減額することができる。

一部改正〔昭和五四年条例三〇号〕

(年金の支給)

第十条 加入者が死亡し、又は重度障害となつたときは、その死亡し、又は重度障害となつた日の属する月からその者の扶養していた心身障害者の死亡の日の属する月まで当該心身障害者に対し、規則で定めるところにより千葉県心身障害者扶養年金（以下「年金」という。）を支給する。

2 年金の額は、月額二万円とする。

3 加入者が口数追加加入者（第二十条第一項第二号の規定により、重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者を除く。）である場合においては、前項に定める額に二万円を加算する。

一部改正〔昭和五四年条例三〇号・五七年三六号・平成七年五六号〕

(年金管理者の指定)

第十一条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金及び第十七条に規定する特別弔慰金（以下この条から第十三条までにおいて「年金等」という。）を受領し、管理し、又は支出することが困難であると認められるときは、その心身障害者に代わつて年金等を受領し、管理し、及び支出する者（以下「年金管理者」という。）を指定しなければならない。

2 前項の規定により年金管理者を指定するときは、あらかじめ、その指定しようとする者の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。

一 精神の機能の障害により年金等の受領、管理及び支出を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

一部改正〔昭和四七年条例二七号・五四年三〇号・平成一二年一八号・令和元年二六号〕

(年金管理者の責務)

第十二条 年金管理者は、年金等が支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）の生活の安定及び福祉の向上のために年金等を管理し、又は支出しなければならない。

一部改正〔昭和四七年条例二七号・五四年三〇号〕

(年金管理者の指定の取消し等)

第十三条 加入者は、年金管理者の指定を取り消して新たに年金管理者を指定することができる。

2 年金管理者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、加入者は、速やかに、当該年金管理者の指定を取り消して新たに年金管理者を指定しなければならない。

一 死亡したとき。

二 所在が不明になつたとき。

三 第十一条第三項各号のいずれかに該当する者となつたとき。

四 年金管理者の指定の取消しの申出をしたとき。

3 加入者は、その扶養する心身障害者について年金管理者が指定されている場合において、当該心身障害者に第十一条第一項に規定する事由がなくなつたときは、当該年金管理者の指定を取り消すことができる。

4 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、当該年金管理者の指定を取り消して新たに年金管理者を指定することができる。

一 年金管理者が第二項各号の一に該当するに至つた場合において、加入者が死亡しているとき、又は加入者が同項に規定する行為を行わないとき。

二 年金管理者が前条の規定に違反したとき。

5 知事は、年金管理者が指定されていない場合において、心身障害者が年金等を受領し、管理し、又は支出することが困難であると認めるときは、年金管理者を指定することができる。

6 知事は、年金管理者が指定されている場合において、当該心身障害者に第十一条第一項に規定する事由がなくなり、かつ、加入者が死亡しているとき、又は加入者が重度障害その他の理由により当該年金管理者の指定の取消しをすることができないときは、当該年金管理者の指定を取り消すことができる。

一部改正〔昭和四七年条例二七号・五四年三〇号・五七年三六号・令和元年二六号〕

(年金の支給の停止)

第十四条 年金受給権者が次の各号の一に該当するときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月からその該当しなくなつた日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。

- 一 所在が一箇月以上不明のとき。
- 二 懲役又は禁固の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。
- 三 日本国内に住所を有しないとき。

一部改正〔昭和五四年条例三〇号〕

(年金の支給の休止)

第十五条 知事は、年金受給権者又は現に年金を受領している年金管理者が正当な理由なく第二十一条第四項に規定する届出書を提出をしないときは、年金の支給を休止することができる。

一部改正〔昭和五四年条例三〇号〕

(弔慰金の支給)

第十六条 加入者が死亡し、又は重度障害となる前にその扶養する心身障害者が死亡したときは、規則で定めるところにより当該加入者（当該加入者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、当該加入者の遺族）に対し弔慰金を支給する。ただし、その死亡の日まで継続する加入期間（次項において「加入期間」という。）が一年に満たないときは、この限りでない。

2 弔慰金の額は、次の各号に掲げる加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 加入期間が一年以上五年未満のとき 五万円
- 二 加入期間が五年以上二十年未満のとき 十二万五千元
- 三 加入期間が二十年以上のとき 二十五万円

3 加入者が口数追加加入者（第二十条第一項第二号の規定により、重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者を除く。）である場合においては、前項に定める額に、次の各号に掲げるその死亡の日まで継続する口数追加加入者であつた期間（以下この項において「口数追加期間」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。ただし、口数追加期間が一年に満たないときは、この限りでない。

- 一 口数追加期間が一年以上五年未満のとき 五万円
- 二 口数追加期間が五年以上二十年未満のとき 十二万五千元
- 三 口数追加期間が二十年以上のとき 二十五万円

4 第一項ただし書及び前項ただし書の規定の適用に当たっては、第八条第三項の規定を準用する。

一部改正〔昭和五四年条例三〇号・五七年三六号・六一年六号・平成七年五六号・二〇年一三号〕

(脱退一時金の支給)

第十六条の二 加入者が、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該加入者に脱退一時金を支給する。ただし、加入者であつた期間（口数追加については、口数追加加入者であつた期間）が五年に満たないとき、又は加入者が転出（新たに県の区域外に住所を有することをいう。以下同じ。）をしたことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となつたときは、この限りでない。

- 一 加入者が年金制度から脱退することを申し出たとき。
- 二 口数追加加入者が口数の減少を申し出たとき。

2 前項第一号に規定する場合の脱退一時金の額は、次の各号に掲げる加入者であつた期間（以下この項及び第四項において「加入期間」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 加入期間が五年以上十年未満のとき 七万五千元
- 二 加入期間が十年以上二十年未満のとき 十二万五千元
- 三 加入期間が二十年以上のとき 二十五万円

3 第一項第一号に規定する加入者が口数追加加入者である場合においては、前項に定める額に、次の各号に掲げる脱退した日まで継続する口数追加加入者であつた期間（以下この項及び次項において「口数追加期間」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

- 一 口数追加期間が五年以上十年未満のとき 七万五千元
- 二 口数追加期間が十年以上二十年未満のとき 十二万五千元
- 三 口数追加期間が二十年以上のとき 二十五万円

4 第一項第二号に規定する場合の脱退一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 加入者となつた時の口数を減少するとき 第二項各号に掲げる加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

二 口数追加加入者となつた時の口数を減少するとき 前項各号に掲げる口数追加期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

5 第一項ただし書の規定の適用に当たっては、第八条第三項の規定を準用する。

追加〔平成七年条例五六号〕、一部改正〔平成七年条例五六号・二〇年一三号〕

(特別弔慰金の支給)

第十七条 加入者が死亡し、又は重度障害となつた場合であつて次条の規定により当該加入者の扶養していた心身障害者が年金の支給を受けられないときは、規則で定めるところにより当該心身障害者に対し特別弔慰金を支給する。ただし、県が機構から当該心身障害者に係る特別弔慰金の支給に必要な保険金の支払を受けられなかつたときは、この限りでない。

2 特別弔慰金の額は、既に納付された掛金の合計額に相当する額の範囲内の額とする。

追加〔昭和四七年条例二七号〕、一部改正〔昭和五四年条例三〇号・五七年三六号・五九年三五号・平成一五年五二号〕

(年金等の支給制限)

第十八条 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、県が機構から当該加入者に係る年金の支給に必要な保険金の全部若しくは一部又は弔慰金の支給に必要な保険金の支払を受けられなかつたときは、第十条第一項又は第十六条第一項の規定にかかわらず、当該加入者の扶養していた心身障害者又は当該加入者に対しては、年金の全部若しくは一部又は弔慰金を支給しない。

追加〔昭和五四条例三〇号〕、一部改正〔昭和五九年条例三五号・平成一五年五二号〕

(返還)

第十九条 知事は、虚偽その他不正の手段により年金、弔慰金又は特別弔慰金として金銭の給付を受けた者があつたときは、その者に対し、既に給付を受けた金銭を返還させることができる。

一部改正〔昭和四七年条例二七号・五四年三〇号〕

(加入者等の地位の喪失)

第二十条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から、加入者としての地位を失うものとする。

一 加入者が死亡したとき。

二 加入者が重度障害となつたとき（別表第一に掲げる障害の状態（口数追加加入者が口数追加前に有していた障害又は口数追加前の原因により生じた障害による状態に限る。）にある口数追加加入者が既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じたことにより重度障害となつたときを除く。）。

三 加入者の扶養する心身障害者が死亡したとき。

四 加入者が年金制度から脱退することを申し出たとき。

五 加入者が別表第二に定める掛金を規則で定める期間滞納したとき。

六 加入者が転出をしたことに伴い、当該転出の後他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入したとき。

2 口数追加加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月から、口数追加加入者としての地位を失うものとする。

一 口数追加加入者が口数の減少を申し出たとき。

二 口数追加加入者が別表第二に定める掛金を規則で定める期間滞納したとき。

3 前二項の規定により加入者又は口数追加加入者としての地位を失つた者に対しては、既に納付された掛金は、返還しない。

一部改正〔昭和五四年条例三〇号・五七年三六号・六一年六号・平成七年五六号〕

(届出の義務等)

第二十一条 加入者は、次の各号の一に該当する場合においては、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 加入者又はその扶養する心身障害者が氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 年金の支給の開始前において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 - 三 加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
 - 四 年金管理者を指定し、又はその指定を取り消したとき。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、掛金の納付又は年金若しくは弔慰金の支給に影響を及ぼす事実が発生したとき。
- 2 年金受給権者又は年金管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 一 加入者が死亡し、又は重度障害となつたとき。
 - 二 年金受給権者が氏名又は住所を変更したとき。
- 3 年金管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 一 年金の支給開始後において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 年金受給権者が死亡したとき。
 - 三 年金受給権者に第十四条各号の一に該当する事実が発生し、又は消滅したとき。
- 4 年金受給権者又は現に年金を受領している年金管理者は、規則で定めるところにより、毎年、年金受給権者の現況に関する届出書を知事に提出しなければならない。
- 5 加入者、その扶養する心身障害者、年金受給権者及び年金管理者は、年金制度の適正な運営を図るため知事が行う調査に協力しなければならない。
- 一部改正〔昭和五四年条例三〇号・五七年三六号〕
- (加入者の年齢)

第二十二條 この条例において、加入者の年齢は、毎年度（四月一日から翌年の三月三十一日までの間をいう。）の初日における年齢とする。

追加〔昭和五四年条例三〇号〕

(請求期間)

第二十三條 年金、弔慰金及び特別弔慰金は、請求の事由が生じた時から三年以内に請求しなければならない。

全部改正〔昭和四七年条例二七号〕、一部改正〔昭和五四年条例三〇号〕

(基金の設置)

第二十四條 県は、年金制度の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により、千葉県心身障害者扶養年金基金（以下「基金」という。）を設置する。

一部改正〔昭和五四年条例三〇号〕

(基金の積立て)

第二十五條 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の歳入歳出予算で定める額とする。

一部改正〔昭和五四年条例三〇号〕

(基金の管理)

第二十六條 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

一部改正〔昭和五四年条例三〇号〕

(基金の処分)

第二十七條 基金は、年金制度の目的のためでなければ処分することができない。

一部改正〔昭和五四年条例三〇号〕

(委任)

第二十八條 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和五四年条例三〇号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現に改正前の千葉県心身障害者扶養年金条例（以下「改正前の条例」という。）に基づく千葉県心身障害者扶養年金事業（以下「旧事業」という。）に加入している者は、加入者とみなす。この場合において、旧事業に加入していた期間は、年金制度の加入期間とみなす。
- 3 前項の規定により加入者とみなされた者であつて、この条例施行の際現に第二条第三号へからりまでのいずれかに該当する状態にあるものに関する同号の規定の適用については、同号中「次のいずれかに該当する状態」とあるのは、「次のいずれかに該当する状態（この条例施行の際現に該当する状態を除く。）」とする。
- 4 第二項の規定により加入者とみなされた者に係る弔慰金の額については、第十六条第二項の規定にかかわらず、二十八万円とする。

追加〔昭和六一年条例六号〕、一部改正〔平成二〇年条例一三号〕

- 5 この条例施行の際現に改正前の条例に基づく年金受取人に指定されている者であつて、千葉県心身障害者扶養年金の支給を受けている心身障害者は、年金受給権者とみなす。
一部改正〔昭和六一年条例六号〕
- 6 この条例施行の際現に改正前の条例に基づく年金受取人に指定されている者であつて、第二項の規定により加入者とみなされた者の扶養する心身障害者以外のもの（前項に規定する者を除く。）は、年金管理者とみなす。
一部改正〔昭和六一年条例六号〕
- 7 この条例の施行の日から昭和四十六年一月三十一日までの間に年金制度に加入しようとする者に関する第四条第一項第二号の規定の適用については、同号中「四十五歳」とあるのは、「六十五歳」とする。

一部改正〔昭和六一年条例六号〕

- 8 この条例施行の際改正前の条例に基づく千葉県心身障害者扶養年金基金に属する現金は、この条例の施行後においては、この条例に基づく基金に属するものとする。

一部改正〔昭和六一年条例六号〕

（千葉県特別会計設置条例の一部改正）

- 9 千葉県特別会計設置条例（昭和三十九年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。
第一条第四号の二中「昭和四十三年千葉県条例第四十二号」を「昭和四十五年千葉県条例第十六号」に改める。

一部改正〔昭和六一年条例六号〕

附 則（昭和四十七年七月二十日条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉県心身障害者扶養年金条例第十四条の二の規定は、昭和四十六年十月一日から適用する。

附 則（昭和五十四年十一月一日条例第三十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 千葉県心身障害者扶養年金制度（以下「年金制度」という。）への加入の時の年齢が四十五歳以上の者であつて、この条例の施行の際現に改正前の千葉県心身障害者扶養年金条例に基づき年金制度に加入しているものは、改正後の千葉県心身障害者扶養年金条例の規定の適用については、四十五歳未満で年金制度に加入したものとみなす。

附 則（昭和五十七年十月十九日条例第三十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年十二月十四日条例第三十五号）

この条例は、昭和六十年一月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月二十八日条例第六号）

改正 平成 七年一〇月一三日条例第五六号 平成一五年 七月一日条例第五二号

平成二〇年 三月二八日条例第一三号

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の千葉県心身障害者扶養年金条例（以下「改正後の条例」という。）第八条第一項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日において、千葉県心身障害者扶養年金制度（以下「年金制度」という。）に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十号の規定により独立行政法人福祉医療機構がその共済責任を保険するものに限る。）に加入している者であつてこの条例の施行後に改正後の条例第四条第二項の規定により年金制度に加入したもの（改正後の条例第二十条第一項第二号の規定に該当するため重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者及び昭和五十四年十月一日以後加入者となつた者であつてその加入時の年齢が四十五歳以上であつたものを除く。）は、改正後の条例第八条第一項の規則で定めるところにより、その者の昭和六十一年四月一日における年齢に応じ、それぞれ次の表の下欄に定める掛金を県に納付しなければならない。ただし、六十五歳に達した日以後最初に到来する年金制度の加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者であつて、年金制度に二十五年以上継続して加入しているものは、この限りでない。

年齢区分	掛金（月額）
三十五歳未満	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	八、七〇〇円
四十五歳以上	一〇、六〇〇円

一部改正〔平成七年条例五六号・一五年五二号・二〇年一三号〕

- 3 前項の規定の適用に当たっては改正後の条例第二十二条の規定を準用し、同項ただし書の規定の適用に当たっては改正後の条例第八条第三項の規定を準用する。
- 4 この条例の施行日前において死亡した心身障害者に係る弔慰金の額については、改正後の条例第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二年十二月十七日条例第四十六号）

この条例は、（中略）公布の日から（中略）施行する。

附 則（平成四年三月二十六日条例第十四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において千葉県心身障害者扶養年金制度（以下「県年金制度」という。）に加入している者であつて、施行日に千葉市中心身障害者扶養共済条例（平成三年千葉市条例第五十二号）に基づく千葉市中心身障害者扶養共済制度（以下「市共済制度」という。）に加入したものとみなされたもの（改正前の千葉県心身障害者扶養年金条例（以下「改正前の条例」という。）附則第二項の規定により県年金制度の加入者とみなされた者に限る。）が、県年金制度の加入者としての地位を失わなかったものとした場合において改正前の条例附則第四項に規定する額の弔慰金の支給を受けるべきこととなるときは、県年金制度の加入期間と市共済制度の加入期間とを合算した次の各号に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の弔慰金を支給する。

一 期間が十七年以上二十年未満のとき 八万五千元

二 期間が二十年以上二十五年未満のとき 十一万五千元

三 期間が二十五年以上のとき 十三万円

附 則（平成七年十月十三日条例第五十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成八年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成七年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定を除く。次項及び第四項において同じ。）の施行の際現

- に第二条による改正前の千葉県心身障害者扶養年金条例（以下「改正前の条例」という。）第六条第二項の規定により特約条項の付加の承認を受けた者（以下「特約付加入者」という。）又は改正前の条例第七条第二項の規定により口数追加条項の付加の承認を受けた者（以下「口数追加付加入者」という。）である者は、第二条による改正後の千葉県心身障害者扶養年金条例（以下「改正後の条例」という。）第七条第二項の規定により口数の追加の承認を受けた者（以下「口数追加加入者」という。）とみなす。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの特約付加入者の特約条項の付加の期間又は口数追加付加入者の口数追加条項の付加の期間は、口数追加加入者の口数の追加の期間とみなす。
- 4 施行日の前日において千葉県心身障害者扶養年金制度（以下「年金制度」という。）に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第二十一条第一項第四号の規定により社会福祉・医療事業団がその共済責任を保険するものに限る。以下「他の扶養共済制度」という。）に加入している者であってこの条例の施行後に改正後の条例第四条第二項の規定により年金制度に加入したもの（以下「加入者等」という。）のうち、昭和五十四年十月一日以後に年金制度又は他の扶養共済制度に加入した者であってこれらの制度に初めて加入した時の年齢が四十五歳以上であったもの及び昭和六十一年四月一日以後に年金制度又は他の扶養共済制度に加入した者であってこれらの制度に初めて加入した時の年齢が四十五歳未満であったものに係る施行日から平成十年三月三十一日までの間における掛金は、改正後の条例別表第二の規定にかかわらず、それぞれ当該加入した時の年齢に応じて附則別表第一に規定する掛金とする。
- 5 改正前の条例第六条第二項の規定により特約条項の付加の承認（他の扶養共済制度によるこれに相当するものを含む。以下同じ。）を受けている加入者等に係る施行日から平成十年三月三十一日までの間における掛金は、改正後の条例別表第二の規定にかかわらず、改正前の条例第六条第二項の規定による特約条項の付加の承認を初めて受けた時の年齢に応じて附則別表第一に規定する掛金とする。
- 6 改正前の条例第七条第二項の規定により口数追加条項の付加の承認（他の扶養共済制度によるこれに相当するものを含む。以下同じ。）を受けている加入者等に係る施行日から平成十年三月三十一日までの間における掛金は、改正後の条例別表第二の規定にかかわらず、改正前の条例第七条第二項の規定による口数追加条項の付加の承認を初めて受けた時の年齢に応じて附則別表第一に規定する掛金とする。
- 7 第三条による改正前の千葉県心身障害者扶養年金条例の一部を改正する条例（昭和六十一年千葉県条例第六号）附則第二項に規定する者に係る施行日から平成十年三月三十一日までの間における掛金は、第三条による改正後の千葉県心身障害者扶養年金条例の一部を改正する条例（昭和六十一年千葉県条例第六号）附則第二項の表の規定にかかわらず、昭和六十一年四月一日における年齢に応じて附則別表第二に規定する掛金とする。
- 8 附則第四項から前項まで、附則別表第一及び附則別表第二の規定の適用に当たっては、改正後の条例第二十二条の規定を準用する。
- 附則別表第一（附則第四項から第六項まで）

年齢区分	掛金（月額）	
	平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで
三十五歳未満	二、一〇〇円	二、八〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	二、八〇〇円	三、七〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	三、八〇〇円	四、九〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	四、六〇〇円	六、〇〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	五、七〇〇円	七、三〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	七、二〇〇円	九、〇〇〇円
六十歳以上六十五歳未満	九、〇〇〇円	一一、二〇〇円

附則別表第二（附則第七項）

年齢区分	掛金（月額）	
	平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで
三十五歳未満	二、一〇〇円	二、八〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	二、八〇〇円	三、七〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	三、八〇〇円	四、九〇〇円
四十五歳以上	四、六〇〇円	六、〇〇〇円

附 則（平成十一年三月十二日条例第二十三号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第十八号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年七月十一日条例第五十二号）

この条例は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日条例第十三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において千葉県心身障害者扶養年金制度（以下「年金制度」という。）に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十号の規定により独立行政法人福祉医療機構がその共済責任を保険するものに限る。以下「他の扶養共済制度」という。）に加入している者であって施行日以後に改正後の千葉県心身障害者扶養年金条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第二項の規定により年金制度に加入したもの（以下「施行日前加入者等」という。）のうち、昭和五十四年十月一日以後に年金制度又は他の扶養共済制度に加入した者であってこれらの制度に初めて加入した時の年齢が四十五歳以上であったもの及び昭和六十一年四月一日以後に年金制度又は他の扶養共済制度に加入した者であってこれらの制度に初めて加入した時の年齢が四十五歳未満であったものが改正後の条例第八条第一項の規定により県に納付すべき掛金の額は、改正後の条例別表第二の規定にかかわらず、それぞれ当該加入した時の年齢に応じて附則別表に規定する額とする。
- 3 改正前の千葉県心身障害者扶養年金条例第七条第二項の規定により口数追加の承認（他の扶養共済制度によるこれに相当するものを含む。以下同じ。）を受けている施行日前加入者等が改正後の条例第八条第二項の規定により県に納付すべき掛金の額は、改正後の条例別表第二の規定にかかわらず、当該口数追加の承認を受けた時の年齢に応じて附則別表に規定する額とする。
- 4 前二項及び附則別表の規定の適用に当たっては、改正後の条例第二十二条の規定を準用する。
- 5 施行日前加入者等（次項に規定する者を除く。）についての改正後の条例第十六条及び第十六条の二の規定の適用については、改正後の条例第十六条第二項及び第三項中「五万円」とあるのは「三万円」と、「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、改正後の条例第十六条の二第二項及び第三項中「七万五千元」とあるのは「四万五千元」と、「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、同条第四項第一号中「当該各号」とあるのは「千葉県心身障害者扶養年金条例等の一部を改正する条例（平成二十年千葉県条例第十三号）附則第五項の規定により読み替えられた第二項各号」と、同項第二号中「当該各号」とあるのは「千葉県心身障害者扶養年金条例等の一部を改正する条例附則第五項の規定により読み替えられた前項各号」とする。
- 6 改正後の条例第七条第二項の規定により口数追加の承認を受けた施行日前加入者等についての改正後の条例第十六条及び第十六条の二の規定の適用については、改正後の条例第十六条第二項中「五万円」とあるのは「三万円」と、「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、改正後の条例第十六条の二第二項中「七万五千元」とあるのは「四万

五千円」と、「十二万五千円」とあるのは「七万五千円」と、「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、同条第四項第一号中「当該各号」とあるのは「千葉県心身障害者扶養年金条例等の一部を改正する条例（平成二十年千葉県条例第十三号）附則第六項の規定により読み替えられた第二項各号」とする。

- 7 施行日前に死亡した心身障害者に係る弔慰金の額及び施行日前に申出のあった年金制度からの脱退又は口数の減少に係る脱退一時金の額については、前二項並びに改正後の条例第十六条及び第十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表（附則第二項及び第三項）

年齢区分	掛金（月額）
三十五歳未満	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	八、七〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一〇、六〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一一、六〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一二、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満	一四、五〇〇円

附 則（令和元年十二月二十七日条例第二十六号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一（第二条第三号）

障害の状態

- 一 一眼が完全かつ永久に失明したもの
- 二 一上肢（し）を手関節以上で失ったもの
- 三 一下肢（し）を足関節以上で失ったもの
- 四 一上肢（し）の機能を完全かつ永久に失ったもの
- 五 一下肢（し）の機能を完全かつ永久に失ったもの
- 六 一手の母指及び示指を含む四手指以上を失い、若しくはその機能を完全かつ永久に失ったもの又は一手の母指若しくは示指を含む三手指以上を失い、若しくはその機能を完全かつ永久に失い、かつ、他の一手の母指若しくは示指を含む二手指以上を失い、又はその機能を完全かつ永久に失ったもの
- 七 一耳の聴力を完全かつ永久に失ったもの
一部改正〔昭和五四年条例三〇号〕

別表第二（第八条第一項及び第二項）

年齢区分	掛金（月額）
三十五歳未満	九、三〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	一一、四〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一四、三〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一七、三〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一八、八〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	二〇、七〇〇円
六十歳以上六十五歳未満	二三、三〇〇円

全部改正〔平成七年条例五六号〕、一部改正〔平成二〇年条例一三号〕